

議 案 第 8 1 号

松戸市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市防災会議条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成26年2月21日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

部会の設置に係る規定等を整備し、松戸市防災会議の所掌に係る専門的事項を部会において調査及び討議することができるようにするため。

松戸市防災会議条例の一部を改正する条例

松戸市防災会議条例（昭和38年松戸市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「関係地方行政機関の職員」の次に「、陸上自衛隊の自衛官」を、「市長が」の次に「委嘱し、又は」を加える。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（部会）

第5条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。